



優先権主張を伴う後の出願において、新規性喪失の例外規定（30条2項）の適用を受けたいのですが、気を付けるべき点があれば教えてください。

（東京都 S. S）



1. 30条2項について

特許出願人は、下記(a)～(c)の手続きを行うことで、30条2項の適用を受けることができます。

(a) 権利者の行為に起因して公開された発明の公開日から1年以内に特許出願する。

(b) 特許出願時に発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を提出する（願書に記載することで省略可能）。

(c) 特許出願の日から30日以内に、発明の新規性喪失の例外規定の適用の要件を満たすことを証明する書面を提出する。

2. 国内優先権主張出願

(1) 国内優先権の基礎となる先の出願に際して(a)～(c)の手続きを行っていた場合

後の出願において(b)および(c)の手続きを行うことで、30条2項の適用を受けることができます。手続き(b)については先の出願と同様に、願書に記載することで省略が可能です。手続き(c)については先の出願に際して提出したものと内容に変更がない場合、後の出願時にその旨を願書に表示

して、提出を省略することもできます。

なお、国内優先権主張を伴う後の出願は、発明の公開日から1年が経過していても、先の出願から1年以内であれば30条2項の適用を受けることができます。

ただし、適用が受けられるのは、国内優先権主張を伴う後の出願に係る発明のうち、先の出願の当初明細書等に記載されている発明、すなわち、優先権主張の効果が認められ、先の出願時が判断基準となる発明に限ります。後の出願に、優先権主張の効果が認められない発明を含む場合、その発明の判断基準は後の出願時です。したがって当初明細書に記載されていない発明が公開された日から1年以内に、後の出願を行う必要があります。

(2) 国内優先権の基礎となる先の出願に際して(a)～(c)の手続きを行っていなかった場合

後の出願において(a)～(c)の手続きを行うことで、30条2項の適用を受けることができます。すなわち、発明の公開日から1年以内に後の出願を行う必要があり、発明の公開日から1年経過後に後の出願を行った場合に

は、30条2項の適用を受けることができません。

3. パリ条約による優先権主張出願

後の出願において(a)～(c)の手続きを行うことで、30条2項の適用を受けることができます。すなわち、発明の公開日から1年以内に後の出願（日本への出願）を行う必要があります。

4. まとめ

以上のように、優先権主張を伴う後の出願において(a)～(c)の手続きを行うことで、30条2項の適用を受けることができます。

一方で、国内優先権の基礎となる先の出願に際して(a)～(c)の手続きを取っていれば、後の出願が発明の公開日から1年経過後であっても、(b)および(c)の手続きを行うことで、30条2項の適用を受けることができます。ただし、後の出願において新たな技術的事項を導入することは十分に考えられますので、後の出願についてもその発明の公開日から1年以内に行うことを目指したほうがよいといえます。

なお、新規性を喪失する公開態様には留意してください。